

「地方分権改革推進法」の早期成立と地方分権の推進による

都市自治の確立等に関する要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権改革推進法について

- (1) 「地方分権改革推進法」の早期成立を図ること。
- (2) 「地方分権改革推進委員会」の委員選任にあたっては、地方の意見を反映させること。
- (3) 「地方分権改革推進計画」の作成にあたっては、地方と事前協議すること。
また、地方に関わる事項についての政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組みとして、「(仮)地方行財政会議」を設置すること。
- (4) 「地方分権改革推進計画」の作成後、「地方分権改革一括法(仮称)」を制定すること。

2．都市自治体が地域における包括的な行政主体として、自立性の高い行財政運営を行うことができるよう、補完性の原理に基づき、一定の分野ごとにまとまった事務・権限を移譲するとともに、これに伴う税財源を移譲すること。

また、個性ある地域の発展を阻害している、国等による関与・規制を廃止・縮減すること。

3．教育委員会、農業委員会については、設置するか、設置せずにその事務を長が行うかを地方公共団体の判断により選択できるようにすること。

また、幼稚園、生涯学習・社会教育、文化・スポーツなどの義務教育以外の事務については、原則として首長の責任の下で行うこととする。

4．政令指定都市は都道府県と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、特例市は中核市と同様になるよう、事務・事業に係る一層の権限を移譲すること。

また、特例市の指定要件の見直しを図ること。

5 . 道州制のあり方の検討にあたっては、地方の意見を反映させること。

6 . 地方公共団体が行う事務に関する法令等の制定等に際しては、住民に対する周知、事務手続き等に支障を生じないように配慮すること。

以上要望する。

市町村合併支援の充実強化等に関する要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．合併市町村に対する財政措置等について

- (1) 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、確実に実施するとともに、その活用には、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とすること。
- (2) 合併市町村補助金の所要額については、国の補正予算成立後に補助金の交付決定がなされるため、国の予算の裏づけがない補助金を財源とした事業費を当初予算に計上せざるを得ない状況にあることから、国は早期に所要額を計上し、交付決定の時期を早めるなど、適切な措置を講じること。
- (3) 合併市町村については、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を行うとともに、地域の実情や合併後の行政運営に配慮し、普通交付税の算定の特例措置を拡充するなど、適切な措置を講じること。

2．合併特例債について

- (1) 合併市町村の計画的な振興及び整備を促進するため、合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じること。
- (2) 合併特例債の元利償還金については、普通交付税措置に伴う所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた適切な算入を図ること。

3．合併により重複となった国庫補助を受けて整備された公共施設を、行政の効率化のため廃止する場合において、国庫補助金の返還を免除するなど、特段の配慮を行うこと。

4．国の行政機関の管轄区域の見直しについて

市町村合併に伴い都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、行政サービスの低下防止及び相互の円滑な連携を確保するため、管轄区域の整合を図ること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 被災市の確かな復興のため、災害復旧事業期間の延長等、地域の実情に応じた弾力的な運用を図ること。
- (2) 災害救助法について、積雪等地域の地理的条件等を十分反映し、実情に即した適用がなされるよう基準の見直しを図るとともに、応急救助の種類・対象・費用の範囲と限度額、さらに適用期間についても必要な見直しを図ること。
- (3) 被災者の住宅生活再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (4) 災害発生時における仮設住宅用地等提供者に対する税制上の優遇措置等を講じること。
- (5) 被災市への応援派遣職員の受入れに際し、必要な財政措置を図ること。

2. 防災・災害対策等の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策及び富士山火山広域防災対策の充実強化等について
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の適切な運用、具体的な施策の実施と事業メニュー化を推進すること。
富士山火山広域防災対策について、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。
- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、デジタル防災行政無線等の整備等について、地域の実情を考慮した財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 集中豪雨、地震、津波等に係る観測・予知体制等の充実強化に努めるとともに、コミュニティ放送の有効活用も含めた災害情報の確実な伝達と高齢者等が安全

かつ迅速に避難できる体制の整備を図ること。

(4) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について

災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。

地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。

(5) 地域防災活動等を推進するため、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

3 . 消防・救急業務体制の充実強化について

(1) 常備消防、消防無線及び消防指令業務の広域再編のため、必要な情報提供、援助を行うこと。

(2) 高速自動車道の消防・救急業務に対する支弁金制度について、地域の実情に応じた見直しを行うこと。

以上要望する。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する要望

すべての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会を実現するとともに、2011年の地上デジタル放送への完全移行に際して、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。
- 2．都市自治体による統合型GIS構築に対する財政措置等を充実すること。
- 3．高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。
特に、中山間地域等の条件不利地域における携帯電話の不感の解消や、CATV、高速ブロードバンド環境などの情報通信基盤整備に対する財政措置等を充実すること。
- 4．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、難視聴地域の拡大が懸念されることから、国及び放送事業者の責任において当該地域に対する十分な情報提供と整備・対応を図ること。特に、共聴施設改修等の必要が生じた場合、市民に過剰な負担を強いることなどのないよう支援措置等を講じること。

以上要望する。

安全対策の充実強化等に関する要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．我が国の治安を速やかに回復し、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、交番の増設など、総合的な治安対策の強化を図ること。
また、都市自治体に取り組む安全・安心まちづくり施策に対し、必要な支援を行うこと。
- 2．北朝鮮による拉致被害者全員の早期帰国の実現と、拉致の可能性のある行方不明者の全容解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
- 3．70歳以上の免許保有者には、更新時の特別講習において適性検査が義務付けられているが、高齢運転者による死亡交通事故の増加に鑑み、各人の運転能力を的確に判定できるよう検査方法の調査研究を進めるなど、高齢者運転免許制度の見直しを行うこと。

以上要望する。

国民保護措置の実施に係る支援の充実強化に関する要望

都市自治体における国民保護措置の実施のため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1．地方公共団体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、平時から必要となる 国民保護計画の策定、 資機材の整備、 訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

- 2．NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すこと。

以上要望する。

国勢調査の調査方法等の見直しに関する要望

平成 17 年度国勢調査において、プライバシー意識や個人情報保護意識の高まり、居住形態の多様化等により、調査困難な状況やトラブルがみられたことから、調査の円滑な実施、調査結果の精度の確保のため、調査方法等の見直しを行うこと。

以上要望する。

住民票の写し等の交付手続等の改善に関する要望

住民基本台帳における個人情報保護のさらなる充実を図るため、住民票の写し等の請求事由を明らかにすることを要しない場合の制限を強化すること。

また、本人による住民票の写し等の交付請求書の開示請求を認めるなど、本人が交付状況を知り得る制度とすること。

以上要望する。

戸籍謄本・抄本等の交付手続等の改善に関する要望

戸籍における個人情報の保護及び虚偽届出の未然防止等のため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．戸籍謄本・抄本等の交付については、請求者の範囲を限定するとともに、請求者の身分確認を徹底するほか、請求事由を明らかにすることを要しない場合の制限を強化すること。

また、本人による戸籍謄本・抄本等の交付請求書の開示請求を認めるなど、本人が交付状況を知り得る制度とすること。

2．虚偽の戸籍の届出を未然に防止するため、届書を持参した者に対する本人確認を徹底するとともに、被害者の負担軽減のため、戸籍の訂正に係る手続の見直しを行うこと。

以上要望する。

外国人登録制度の改善等に関する要望

外国人登録制度について、在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

また、国内に在留する外国人の増加傾向に鑑み、外国人に関する各省庁の政策の連携を強化すること。

さらに、外国人住民の多い地域では、行政サービスを行うにあたって、多言語での対応が必要となることから、これに伴う財政措置を拡充すること。

以上要望する。

人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1 .人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。

2 . インターネット等を利用したプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度を整備すること。

また、インターネット上での同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関において迅速に削除要請を行うこと。

3 . 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発の一層の推進を図ること。

また、国の委託啓発事業について、委託対象の緩和等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する人権教育及び人権啓発事業に対して十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の趣旨の周知徹底と指導の強化を図るとともに、女性の労働権を保障するための法整備など必要な施策を講じること。

また、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、緊急一時保護施設を充実強化し、その広域的連携を図るとともに、民間シェルター等への適切な財政措置を講じること。

さらに、加害者のさらなる暴力を防止するため、更生プログラムの制度化を図ること。

以上要望する。

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を国際世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

地籍調査事業の推進等に関する要望

都市自治体においては、国土利用の高度化と地籍の明確化とを目的とした地籍調査事業を実施するために、大きな財政負担と膨大な事務処理とを強いられており、その計画的な推進は極めて困難な状況にある。

よって、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- 2 . 中越大震災により地盤が移動した地域においては、国家基準点に基づく整備された地籍調査成果が利用できず、復興事業の基礎となる用地買収等に支障を来していることから、この地域における地籍データ修正事業を推進すること。

以上要望する。

郵便サービスの維持に関する要望

ユニバーサルサービスの確保のため、郵政民営化や集配拠点の再編等においては、郵便局ネットワークの水準を維持するとともに、過疎地域や中山間地域等においても郵便局によるサービスを低下させることなく、引き続き提供すること。

以上要望する。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1．地方分権を一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方間の事務事業の配分割合と税源配分との乖離をできるだけ縮小するという観点に立ち、偏在性の少ない消費税を含めた国税からの税源移譲により地方税の充実を図る必要がある。

そのため、当面、国税対地方税の割合1対1の実現を目指すなど抜本的な改革を行うこと。

2．個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、基礎的行政サービスを安定的に支えていくうえで極めて重要な税であることを踏まえ、次の措置を講じること。

(1) 個人住民税は、市町村が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するためのものであることを踏まえ、市町村への配分の充実を図ること。

(2) 個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

(3) 個人住民税における生命保険料控除等については、本来住民税の性格になじまないことから、廃止を含めた見直しを行うとともに、新たな政策的控除は原則として行わないこと。

また、配偶者控除などの人的控除についても課税の公平・中立・簡素などの観点から見直しを行うこと。

(4) 個人住民税においても所得発生時点と税の徴収時点との時間的間隔をできるだけ近づけ、本来の所得課税のあり方である所得の発生に応じた税負担を求めることとなるよう、所得税と同様の現年課税方式について検討すること。

3．法人住民税の充実確保について

(1) 法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等を考慮し、法人住民税としての市町村への配分を充実すること。

- (2) 法人住民税均等割の税率を引き上げること。
 - (3) 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たすなどの問題があるので、これらについて抜本的な見直しを行い、安定した税収入を確保できるように措置すること。
4. 固定資産税は、地方税の大宗をなしている重要な基幹税目であり、基礎的行政サービスを支えていることから、その安定的確保を図るため、次の措置を講じること。
- (1) 償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行の評価額の最低限度5%を堅持するとともに、現行の法定耐用年数を堅持すること。
 - (2) 非課税措置、課税標準の特例措置については、他の事業者と不均衡が生じているものや、担税力のある者を優遇する結果となっていることから、見直すこと。
5. 事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和61年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。
6. 軽自動車税については、次の措置を講じること。
- (1) 軽自動車税の標準税率は、軽自動車の規格が、平成10年の改正により大型化・高性能化が図られたにも関わらず、昭和59年度以降据え置かれたままである。そのため、自動車税との負担の均衡を考慮し、その税率格差を是正するため、標準税率を見直すこと。
 - (2) 徴収率の向上を図るため、軽自動車等の移転登録・抹消登録時において、納税確認を義務付けること。
 - (3) 原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるので、徴税効率及び課税事務の向上のため、標準税率、課税方法、課税対象等の課税制度の見直しを早急に行うこと。
7. 特別とん税については、相当期間にわたり税率が据え置かれていることから、税率を引き上げること。
8. 市町村道の整備水準及び市町村道に係る特定財源比率は、国に比べ依然と

して低い状況であることから、市町村道路財源の充実を図ること。

- 9．空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。
- 10．ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度の堅持を図ること。
- 11．還付加算金等の利率については、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう見直しを行うこと。
- 12．地方税における非課税措置、課税標準の特例措置等の特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。
また、国税における租税特別措置についても見直しを行い、地方税収を確保すること。
- 13．地方分権改革のより一層の推進のためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制度とすること。
また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制度とすること。
- 14．温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。
- 15．地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくため、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、課税・徴収事務の効率化を図るため、次の措置を講ずること。
 - (1) 地方税の電子申告システムについては、その円滑な導入及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。
 - (2) 公的年金等からの特別徴収については、既に所得税や介護保険料におい

て同様の制度が導入されており、個人住民税においても、徴収効率の向上及び高齢者に係る納税の利便性の向上に資するものであることから、早急に特別徴収制度を創設すること。

- (3) 社会保険庁等からの公的年金等支払報告書、国税庁所管の確定申告データ及び配当・報酬等の資料一覧データについては、紙による一覧表で提供されているため、市町村がそれを基に改めて電算入力を行っている。また、法務省所管の商業登記情報については、閲覧による情報収集を行うなど、多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、データ提供については、電磁的記録媒体により行うこと。

- (4) 地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、国・都道府県・市町村の間で税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

特に平成19年に行われる税源移譲においては、国・都道府県・市町村の協力体制を強化し、周知徹底を図ること。

以上要望する。

地方交付税の充実にする要望

地方財政は、近年の地方交付税の大幅削減と国の「経済対策」に伴う公債費負担の増加により、危機的な状況にあるが、我々都市自治体は、一層の住民福祉の増進を図るため、国に先じて行政改革を断行し、血の滲むような努力により財源を捻出している。

地方の努力を無視した「国の財政再建のために地方交付税を削減する」との議論が横行しているが、交付税制度の本質を理解しない一方的な議論であり、断じて容認することはできない。

よって、国は、地方の信頼を損うことなく、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成 19 年度の地方交付税については、都市自治体の安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

なお、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」への組み替えを検討すること。

- 2．地方交付税の算定にあたっては、都市自治体の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。

また、新型交付税については、都市自治体の多様な行政需要を的確に反映するとともに、国と地方が十分に協議を行い、双方が納得できる制度を構築すること。

- 3．景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は地方交付税を減じることなく確実に履行すること。

- 4．地方財政計画については、地方自治体の財政需要が投資から経常に変化している実態を的確に反映させ、計画と決算との乖離に関し、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。

5 . 地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中期的な財政ビジョンを策定すること。

以上要望する。

国庫補助負担金改革に関する要望

国庫補助負担金改革については、真の地方分権を実現していくため、国は、引き続き、「地方改革案」に沿って、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国庫補助負担金改革は、地方分権の理念に基づき、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、「地方改革案」に沿って、国庫補助負担金の廃止（一般財源化）や事務事業の廃止など、国の責任において実施すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。
- 2．国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など地方への一方的な負担転嫁は、断じて行わないこと。
- 3．国の判断で存続している国庫補助負担金は、国の責任において、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化を図るとともに、地方分権の理念に沿い、都市自治体の裁量度を高め自主性を大幅に拡大すること。

以上要望する。

地方債の充実・改善等に関する要望

地方債については、平成 18 年度より許可制から協議制に移行したところであるが、引き続き地方債の充実・改善等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
また、振替地方債に係る非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。
- 2．政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、公債費負担の軽減を図るため、弾力的措置を講ずること。
また、政府資金の借換債の発行を認めるとともに公営企業金融公庫資金の借換条件の緩和を図ること。
- 3．起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。
また、各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう退職手当債、地域再生事業債等個々の都市自治体の実情に十分配慮した適切な対応を図ること。
- 4．財政再建制度の見直しにあたっては、地方六団体が地方自治法に基づいて政府及び国会に提出した「地方分権の推進に関する意見」に沿って、検討するとともに、地方と十分協議を行うこと。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 調整交付金は、早期に交付割合や交付金額を決定するよう、所要の措置を講じること。
- (4) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (5) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2．低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3．介護サービスの基盤整備について

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保、養成を含めた基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換を図るにあたっては、都市自治体の実態を考慮し、国の施策として、財政面も含め必要な支援措置を講じること。

4．第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いている賦課方法の在り方を含め、より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。

5．要介護認定について

要介護認定事務の効率化を図るため、認定有効期間の在り方を含め認定事務の更なる改善を図ること。

6．地域包括支援センターについて

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、介護報酬等も含め実態に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

7．地域支援事業について

- (1) 地域支援事業の財政負担については、都市自治体や被保険者に転嫁することのないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護予防を促進するため、地域支援事業における特定高齢者の把握方法等について、施行の実態を踏まえつつ選定基準の弾力化も含め必要な見直しを行うこと。

8．被保険者及び受給者の範囲について

被保険者及び受給者の範囲の検討にあたっては、目的を明確にした上で、更に議論を重ねること。

9．その他

- (1) 介護保険法の改正に伴い、軽度要介護者への福祉用具（とりわけ特殊寝台）貸与が原則できないこととなったが、利用者の身体の状態によっては自立生活を支えるうえで給付を必要とするケースもあるため、国において実態調査の上、客観的かつ的確に判断できる新たな手法の検討を行うこと。
- (2) 今後の介護保険制度改革の実施にあたっては、市町村と十分協議するとともに、改革の具体化については、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。

- (3) 介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料や利用料について積極的に
 広報を行うとともに、国民の理解と協力が得られるようにすること。
- (4) 利用者負担（利用料）について、税制上の介護費控除を創設すること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する要望

国民健康保険制度等の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ること。

2．当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、実態を考慮し、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

(2) 実効ある医療費適正化対策を推進すること。

(3) 国保と被用者保険との間における財政調整措置について検討すること。

(4) 市町村国保に義務付けられる健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、市町村国保と被用者保険との連携の仕組みを確立するなど、健診・保健指導の確実な実施のための措置を講じること。

(5) 介護保険料を上乗せして徴収することにより、保険料収納率の低下や未納分も含めた全額納付など、国保の運営に支障を来たしているので、十分な財政措置を講じること。

(6) 国の責任において保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。

(7) 保険料(税)の2割軽減に係る申請方式を廃止すること。

(8) 保険料(税)の医療分超過限度額を引き上げること。

(9) 保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。

(10) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。

- (11) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増に対する財政措置を講じること。
- (12) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- (13) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理出来るよう、制度化すること。
- (14) 資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整について、被保険者を介さずに保険者間において直接処理出来るよう、関係法令を整備すること。
- (15) 国保保険料(税)の納税義務者を世帯主に限らず、市町村の判断により同一世帯内で収入がある国保被保険者にすることも出来るようにすること。
- (16) 国民年金未納者に対する国保の短期被保険者証発行措置について、市町村の窓口で混乱が生じないように、万全の対策を講じること。
- (17) 国保及び老人保健医療に係る申請を要する手続きについて見直しを行い、簡素化すること。
- (18) 国保及び老人保健医療に係る国庫負担金概算交付金について、財政運営に支障を来すことのないよう、適切な時期に所要額を交付すること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 広域連合の円滑な設立・運営のため、事務的・財政的負担等に対する十分な支援策を講じること。
- (2) 制度に対する国・都道府県の財政責任を確実に果たすこと。
- (3) 市町村国保の拠出金が、現行の老人保健拠出金を下回るよう財源構成に十分配慮すること。
- (4) 市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修等、電算システムに係る経費に対する十分な財政措置を講じること。
- (5) 広域連合設立準備業務の中心的事業である会議の開催経費について、補助対象に含めるよう再考すること。

以上要望する。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の着実な推進に向け、事業主への顕彰制度の拡充や所要の財政措置を講じるなど支援策の充実を図ること。

また、少子化に関する国民意識を高めるため、啓発活動を行うとともに、都市自治体に対して子育て支援に取り組む企業の情報を積極的に提供すること。

2．子どもを安心して生み育てられる経済的な環境づくりを促進するため、子育て世帯に対する所得税等を軽減するとともに、子育て支援に積極的に取り組む事業所への税制上の優遇措置を講じること。

3．次世代育成支援対策に係るソフト交付金及びハード交付金の認定基準の弾力化等の見直しを行うなど、地方への負担転嫁とならないよう確実な財政措置を講じること。

また、同交付金を早期に採択するなど、対象事業の円滑な推進に配慮すること。

4．保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消を含め、保育所の適正な運営を確保するため、施設整備等について財政措置の拡充を図ること。

(2) 保育士の配置基準の見直しを行うとともに、運営費等について適切な財政措置を講じること。

(3) 親の就労形態や障害児保育など子どもの特性等に配慮した多様な保育サービスの提供に係る財政措置の拡充を図ること。

(4) 保育所徴収金については、税制改正等により保護者負担増が生じる場合もあることから、算定方法や基準額表の階層区分の細分化などきめ細やかな見直しを行うこと。

(5) いわゆる総合施設について、地域の実情に即した整備、運営が図られるよう支援措置を講じること。

5 . 放課後児童健全育成事業について十分な財政措置を講じるとともに、小規模な放課後児童クラブ、指導員の配置及び安全対策、障害児の受入れ、開設日数等について、地域の実情に即したきめ細やかな基準を設定するなど、適正な運営を確保するための措置を講じること。

6 . 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、父子家庭についても支給対象とすること。

7 . 児童扶養手当の一部支給停止や一定期間を経過した受給者に対する減額については、幅広く関係者等の意見を聴取するとともに、生活水準への影響に配慮すること。

8 . 児童手当について、支給対象年齢の更なる引き上げを行うとともに、所得制限を緩和し、十分な財政措置を講じること。

9 . 母子家庭の経済的な自立を促進するため、母子家庭自立支援給付金事業を拡充するとともに、母子及び寡婦福祉貸付金についても原資の増額や貸付条件の緩和を図ること。

10 . 乳幼児医療費の無料化やひとり親家庭の医療費に対する助成など、効果的な子育て支援策を講じること。

11 . 婦人相談所を都市自治体において設置できるよう制度の見直しを図ること。

12 . 特定不妊治療費助成事業について所得制限の緩和を図ること。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．生活保護制度について

(1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

(2) 地域の実態に即した級地区分の見直し、実施機関の調査権限の強化、被保護者の自立と就労支援の充実など、社会経済状況の変化に適応した制度見直しを行うこと。

なお、見直しにあたっては、地方の意見を尊重するとともに、被保護者の実態を十分考慮すること。

(3) 介護保険施設の個室等の利用については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の入所者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用等に係る取扱いについて早期に改善すること。

(4) 「無料低額宿泊所」については、都道府県知事の許可制とするとともに、市町村長の同意を要件とすること。

2．三世帯同居世帯については、介護保険や就学支援などで負担が重くなることから、税制等の優遇措置を講じるなど、三世帯同居の推進支援策を推進すること。

3．定員超過を認めている特別養護老人ホームと同様、地域の実態に応じて、短期入所施設の定員を養護老人ホームの定員に加えることができるよう弾力化すること。

4．民生児童委員の配置基準については、きめ細やかな地域福祉活動を展開できるように、地域の実情に応じた見直しを行うこと。

5．原爆小頭症患者の生涯にわたる生活保障制度を確立すること。

以上要望する。

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．障害者の自立と社会参加に向けた諸施策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 2．障害者の多様なニーズに適応した障害者福祉施設の整備等について、財政措置の充実を図ること。
- 3．障害者自立支援法について
 - (1)利用者負担金を軽減するため、自立支援給付及び地域生活支援事業に係る総合的な負担上限月額を設定する等、実態に即した低所得者対策の見直しを行うこと。
 - (2)地域生活支援事業の円滑な運営を図るため、都市自治体に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
 - (3)事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう、実態を踏まえた適切な単価設定を行う等、必要な見直しを行うこと。
 - (4)重度重複障害者(児)等の居住が確保できるケアホームの報酬額の水準確保や、日中活動の場が確保できる個別給付(生活介護)の水準確保に配慮すること。
 - (5)障害程度区分の判定にあたっては、障害特性及び支援ニーズが十分に反映されるよう判定基準を見直すこと。
 - (6)行動援護の対象者基準を引き下げるとともに、重度障害者等包括支援の対象者の範囲を拡大すること。
 - (7)制度改正を行うにあたっては、円滑な事業の推進を図るため、利用者等関係者に混乱や不利益が生じることのないよう、情報等を十分周知すること。
 - (8)医師の診断書が必要とされているサービス申請について、障害者手帳取得者は診断書を不要とする等、実態に即した見直しを行うとともに、行政窓口で混乱が生じないように、給付手続きの改善を図ること。

(9) 日常生活用具給付等事業に移行した「ストマ」について、補装具費の給付対象とすること。

4 . 重度障害者（児）の医療費について財政措置の拡充を図ること。

5 . 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引の利用制限を撤廃するよう、関係機関へ要請すること。また、有料道路料金の割引やNHK放送受信料の減免等について、申請手続きを簡素化するなど制度の改善を図ること。

6 . 精神障害者に対する生活保護費の障害者加算判定について、精神障害者保健福祉手帳を活用する等、認定方法を改善すること。

7 . 施設利用者等が、3年間の経過措置として受けることができる個別減免について、心身障害者扶養共済の給付金を、個別減免の収入に加える公的年金から除外すること。

8 . 現行の制度を利用できない発達障害者に対し、早期の療育や医療等の各種サービスの制度化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

9 . 自動車税・自動車取得税に係る身体障害者手帳所持者に対する減免申請手続きについて、実態に即した見直しを行うこと。

10 . 知的障害者更正相談所を都市自治体において設置できるよう、知的障害者福祉法の見直しを行うこと。

11 . 5名以上の少数利用の作業所等就労関係事業所について、平成19年度以降も地域活動支援センター事業として国庫補助の対象とすること。

12．身体障害者福祉法における障害区分の範囲について、実態に即した見直しを行うこと。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・増進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医師の確保対策について

- (1) 産科・小児科をはじめ、不足する診療科について、医師の斡旋・調整を行えるシステムの構築等、医師確保のための緊急的な措置を講じること。
- (2) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、臨床研修終了後、一定期間地方へ勤務することを義務付ける等、具体的な方策を講じること。
- (3) 新医師臨床研修制度の導入による影響や問題点を検証し、制度の改善を図ること。

2．自治体病院について

- (1) 機能が重複する既存病院の再編成等のための財政措置の充実を図ること。
- (2) 自治体病院の高度医療化・電子カルテシステムの整備等、自治体病院における医療体制の充実に対する財政措置を講じること。
- (3) 看護師養成施設の定員の見直しやナースバンクの充実等、看護師の確保のための支援策の充実を図ること。
- (4) 公立病院経営の安定化のため、高利で借り入れた財政融資資金の病院事業債についても、公営企業借換債と同様の特例措置を講じること。
- (5) 合併に伴う自治体病院に対する特別交付税の激変緩和措置について、措置経過後においても特別交付税措置を継続すること。
- (6) 自治体病院に係る診療報酬点数を引き上げること。

3．救急医療について

- (1) 第三次医療機関（救命救急センター）について、救急ヘリコプター導入による医療体制の整備を促進すること。
- (2) 休日・夜間急患センターの運営等に対する支援措置を強化すること。
- (3) 小児救急医療体制の整備及び運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- (4) 自動体外式除細動器（AED）の整備に対する財政措置を講じるととも

に、その使用による応急手当実施者の保護について、必要な法整備を講じること。

4．予防接種について

(1) 予防接種事業の円滑な施行を図るため、法改正にあたっては年度当初から対応できるようにするとともに、予防接種事業をはじめとする各種保健施策の強化を図ること。

(2) 都市自治体が費用を負担する任意による予防接種に係る健康被害について、予防接種法による救済の対象とすること。

5．地域の実態に応じ、保健予防、環境衛生、食品衛生等に係る事務を効率的に実施するため、保健所設置基準の緩和を図ること。

6．住民検診に係る高額医療機器の整備等について、財政措置の充実を図ること。

7．小児慢性特定疾患医療費の対象疾患について、認定基準の緩和を図ること。

8．高度医療体制整備の一環として、癌の新しい治療法である「重粒子線治療」を行う放射線医学研究所の設置を促進すること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．無年金者の救済・発生防止のため、必要な措置を講じること。
- 2．定住外国人無年金者に対し、救済措置を講じること。
- 3．中国残留邦人等の日本不在時に被保険者期間とみなされた期間に係る保険料を全額国の負担とすること。
- 4．将来に向けて持続可能な年金制度とするため、その在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと。
- 5．国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。
- 6．未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大すること。

以上要望する。

水道事業に関する要望

安全、安心な水道水の確保及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．安全、安心な水道水の供給を図るため、上水道における鉛給水管や浄水場、基幹管路等の老朽化した水道施設の更新・改良について、財政措置を講じること。
- 2．災害に強いライフラインを強化するため、水道施設の統合、耐震化の促進、老朽管の更新等の整備について、財政措置を講じること。
- 3．量水器の検定有効期間を延長すること。

以上要望する。

雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域経済の着実な回復を図るため、雇用対策の充実に努めること。
- 2．管内・外を問わない求人の受付や出先機関への端末設置等、ハローワークの機能を充実強化すること。
- 3．中高年齢者や障害者等の雇用対策を推進すること。
- 4．職業観の育成や職業指導等、職業能力向上のための職業訓練施策の充実を図ること。
- 5．公正な採用を図るための雇用主等への啓発・指導を進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．総合的な廃棄物政策について

- (1) 容器包装リサイクル法等リサイクル諸法に、拡大生産者責任の考え方を明示するよう見直しを行うとともに、事業者に対し、リサイクルしやすい製品の開発・製造を働きかけること。
- (2) 多様な廃棄物に対し、サーマルリサイクルを含め、効率的で低コストのリサイクル技術の開発を図るとともに、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を推進すること。
- (3) 根本的なごみの減量化を図るため、循環型社会の構築を基本理念とした環境教育を確立すること。
- (4) 循環型社会を実現するため、民間による広域的な処理計画に対する支援や民間活力の育成等の制度化について検討を行うこと。
- (5) 堆積した産業廃棄物など、処理が困難な廃棄物に係る法的規制を整備するとともに、不法投棄物の撤去に対し財政措置等を講じること。

2．廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金制度について、循環型社会の一層の推進を図るため、廃棄物処理施設整備に係るすべての経費を交付対象とするとともに、熱回収施設を有効に利用する施設についても「余熱活用施設」として交付対象とするなど、地方が自主性・裁量性を発揮し、都市自治体がより取り組みやすい制度となるよう財政措置の拡充を図ること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合や事業主体が替わった場合などに対し、更なる財政措置を講じること。
また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用についても、適切な財政措置を講じること。
- (3) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備について、財政措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等について国庫補助金の返還免

除、地方債の償還猶予など特例措置を講じること。

3. 家電リサイクル法について

- (1) リサイクル費用について、製品販売時に徴収する仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。
- (2) 液晶テレビ、電子レンジ等、普及が著しい家電製品を対象品目に加えること。
- (3) 不法投棄が生じた場合の収集処理費用については、事業者等において負担すること。

また、不法投棄の防止については、事業者の責任において国民への啓発を行うよう指導するとともに、所有者登録制度を確立するなど、不法投棄対策の徹底を図ること。

- (4) 買替え又は自らが過去に販売した場合に限られている小売業者の引取条件の緩和、指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した制度に見直すこと。

4. 容器包装リサイクル法について

- (1) 分別収集に係る経費に対し財政措置を講じるとともに、拡大生産者責任の考えに基づき、事業者責任の強化・明確化を図ること。
- (2) 改正容器包装リサイクル法の施行に際しては、廃棄物の発生抑制やリサイクルに要するコストの効率化が早期に実現するよう積極的な推進を図ること。
- (3) 容器包装のリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を促進するデポジット制の導入やプラスチック圧縮処理に関する研究等により、循環型社会形成を推進するとともに、対象となる容器包装の範囲を消費者に分かりやすくした上で、製造事業者等に対し、設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けるなど、今後も継続して見直しを行うこと。

以上要望する。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地球温暖化防止対策について

- (1) 「京都議定書」の目標達成に向けた実効ある対策として、環境税の早期導入等を含めた誘導・規制措置や事業者に対する支援措置の拡充を図ること。
- (2) 児童・生徒などへの環境教育に資するための「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業」の拡大を図ること。

2．浄化槽設置整備事業等について

- (1) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 住宅団地等における老朽化した大型浄化槽の改築等を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う単独処理浄化槽の撤去費について、財政措置を講じること。

3．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

4．国立公園内の環境浄化対策に係る施設整備について財政措置を拡充するとともに、主要個所については、直轄事業とするなど国の責任において整備を行うこと。また、総合案内施設等の整備促進を図ること。

5．黄砂問題については、大気汚染、視程障害、農業被害等が懸念されていることから、抜本的対策を講じるよう、関係各国との協力を強化すること。

以上要望する。

アスベスト対策等に関する要望

アスベストや健康に影響を及ぼす恐れのある汚染物質等の発生抑制のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. アスベスト対策について

- (1) アスベストによる健康被害について、アスベストの吸引から発症までの因果関係の早期究明を図るとともに、新たな被害の発生の防止に向けた必要な対策を講じること。また、定期的な検査等による経過観察に要する費用について財政措置を講じること。
- (2) 公共施設や民間建築物等のアスベスト調査、除去等に対し財政措置等の支援策を講じること。
- (3) 今後の被害を未然に防止するため、一般大気及び室内環境に対する基準を設定し、大気の常時監視を行うこと。

2. 土壌汚染対策法で特定される有害物質以外の物質について、化学物質を取り扱う事業所及び土地所有者等への土壌調査義務の拡大を図ること。また、小規模な事業所及び土地所有者等に対する財政措置及び技術支援を講じること。

以上要望する。

公立学校施設の整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 公立学校施設の耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。
- 2 . 公立学校施設整備について、新增築・改築事業を計画的に推進できるよう、財政措置の充実を図ること。
- 3 . 国有学校用地の利用については、無償貸付又は貸借料の大幅な減額を図るとともに、改築承諾料の徴収を廃止すること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．教育における地方分権の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権を、中核市をはじめとする都市自治体に移譲すること。
- (2) 公立小中学校の学級編制及び教職員定数決定権等義務教育に係る権限を、都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2．教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じた少人数教育の推進を図るため、教職員配置の更なる充実を図るなど、都市自治体が独自の取組に対応できるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すこと。
- (2) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。
- (3) 専任の司書教諭の全校配置等、学校図書館における人的配置を整備すること。
- (4) 不登校対策のための適応指導教育の充実を図ること。
- (5) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。

3．障害児等の教育環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の児童・生徒に対する教職員配置の充実など、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について、入学手続の簡素化を図ること。

4．小中一貫教育を推進するための義務教育学校設置に係る諸整備を早期に行うこと。

5．幼稚園就園奨励について、財政措置の充実を図ること。

以上要望する。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．史跡、埋蔵文化財等の保存整備等について、財政措置の充実を図ること。
- 2．公立美術館の海外美術品借入れ時等に生じる高額保険料負担について、適切な財政措置を講じるなど、国内外の美術館が所有する資産の相互活用を促進するための措置をこと。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．品目横断的経営安定対策の導入について

- (1) 収入減少影響緩和対策については、収入の下落時に十分対応できるよう基準収入に対する積立金の割合を見直し、赤字になった場合の対応策を講じること。
- (2) 多様な担い手の確保のため、生産実績がない既農業者や新規就農者が参入しやすい制度とすること。
- (3) 面積要件の緩和や経営規模の算定の対象に樹園地を含めるなど地域の実情に応じた支援策を講じること。また、集落営農組織等への支援強化を図ること。

2．米政策改革について

- (1) 米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。
- (2) 生産調整の実効性の確保のため、平成19年度からの米政策改革推進対策見直し後も、産地づくり交付金及び麦・大豆品質向上対策等関連対策について、現行の助成水準の確保を図ること。

3．WTO農業交渉にあたっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定への反対、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、FTA交渉にあたっては、わが国農業の現状を踏まえ関税撤廃の例外品目を設定するなど、適切に対応すること。

4．牛海綿状脳症（BSE）の感染ルート及び発生原因をさらに精査し、発生防止並びに安全確保を継続すること。

5. 酪農対策について

- (1) 生乳の生産調整・乳化下落による所得減少により、厳しい環境にある酪農家の経営安定のため、積極的な支援措置の拡充を図ること。
- (2) 牛乳・乳製品の消費拡大を図るため、栄養価や機能性について食育や普及啓発活動を通じ国民の理解を深めるとともに、学校給食用牛乳供給事業の対象に幼稚園・保育所も含めること。

6. 家畜排せつ物処理施設の整備のため、平成19年度以降も必要な財政措置を講じること。

7. 農業後継者対策や営農環境を改善するため、生産緑地地区の指定に係る営農継続期間について短縮化を図るなど必要な措置を講じること。

8. 農地・水・環境保全向上対策の導入について

- (1) 助成金交付に係る地方負担及び事務処理経費等については、地方財政を逼迫させぬよう適切な財政措置を講じること。
- (2) 面積要件等について地域の実情に応じて確定できるように地域の裁量を認める恒久的な支援策を講じること。
- (3) 多面的な機能を有する中山間地域の荒廃を防止するため、抜本的な対策を講じること。

9. 湖沼、河川の水質浄化対策のため、農業集落排水事業の一層の推進を図るとともに、農業集落排水事業に係る移動式汚泥脱水車については引き続き適切な財政支援措置を講じること。

10. 過疎化・高齢化が進む農林業地域を振興し農作業を受託する農林業公社の整備充実を図るため、財政支援措置を講じること。

11. 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、防除対策の調査研究を行うとともに駆除・防除等に係る必要な財政措置を拡充すること。

12. 農林水産業用燃油の価格高騰により、厳しい状況にある経営者に対し経営の健全化を図るため、省エネルギー化の促進や石油代替エネルギーを活用したシステムの開発など適切な支援措置を講じること。
13. 高齢化や過疎化の影響で手入れ不足となった森林では山林境界の不明確化が深刻な問題となっていることから、山林境界の明確化を図るためGPSを利用した山村境界保全事業を拡充すること。
14. 森林整備等の推進について
 - (1) 森林整備保全事業計画を着実に推進すること。
 - (2) 地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を発揮するため、その整備保全等について適切な支援措置を講じること。
 - (3) 平成19年度以降も森林整備地域活動支援交付金制度を継続すること。
15. 松くい虫被害防止対策に必要な財政措置の充実強化を図ること。
16. 水産基本法に基づく水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画の見直しにあたっては、厳しい現状にある水産業の実態を踏まえた検討を行うこと。
また、漁業の経営安定策の充実及び漁港の整備促進を図ること。
17. WTO水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。
18. 漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。
19. 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

以上要望する。

地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域経済の回復を確実なものとするため、税制の在り方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 中小企業への円滑な資金提供を行うため、金融機関への適切な指導・監督等を行うこと。
 - (3) 信用補完制度の見直しにあたっては、金融機関の貸出姿勢の消極化などを招かないよう十分配慮するとともに、自治体の制度融資に影響を及ぼすことが予想されるため、十分な準備期間を設けること。
- 3．政策金融機関再編に伴う機能維持等について
 - (1) 地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行および商工組合中央金庫による出融資機能について、維持・充実を図ること。
 - (2) 国民金融公庫・中小企業金融公庫の設立目的及びこれまで果たしてきた役割を十分踏まえ、新政策金融機関については、民業補完機能の維持・強化を図ること。
- 4．地球温暖化防止の推進について
 - (1) 屋上緑化事業等に対する財政支援措置を講じる等、省エネルギー対策事業の拡充を図ること。
 - (2) 住宅用の太陽光発電システム設置に対する財政措置を講じる等、新エネルギー導入事業の拡充を図ること。

5．原子力発電施設等周辺地域の一層の振興を図るため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象事業の拡大を図ること。

また、原子力施設等に係る防災重点地域の範囲の拡大や、安全防災対策の充実強化を図ること。

6．構造改革特区制度について、平成 19 年度以降も継続して実施すること。

7．地域団体商標制度について、地域における任意の組合を認めるなど、制度の出願主体の拡大を図ること。

以上要望する。

公共事業に関する要望

公共事業の円滑な推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。
- 2．土地開発公社の経営健全化に対する支援策を拡充するとともに、保有地の有効利用と処分について、柔軟に対応できるよう制度の拡充を図ること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

下水道の、効率的・効果的な整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．生活排水処理施設の整備促進のため、地域の実態にあった必要な措置を講じること。
- 2．合流式下水道の改善及び老朽化した下水道施設について、必要な措置を講じること。
- 3．下水道事業債について、政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、起債対象範囲の拡大及び借換え条件の緩和など一層の改善を図ること。
- 4．下水道事業等の市町村合併支援措置について、期限を延長すること。

以上要望する。

まちづくり等に関する要望

魅力あるまちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．都市自治体が自主的・主体的な取り組みができるよう、都市計画法、建築基準法等の権限を都市に移譲するとともに、関係法令は最低限必要な基準に止め、その他の具体的な基準等は条例で定められるよう改めること。
- 2．まちづくり三法の改正について
 - (1) 大規模小売店舗の出店調整について、全国一律の規制ではなく、都市自治体が地域の実情を考慮して行えるようにすること。
 - (2) 大規模小売店舗が撤退する場合は、地域に与える影響を考慮し、事業者が一定の社会的責任を負う制度とすること。
- 3．中心市街地の活性化を図るため、基本計画の認定は地域の実情を考慮したものとし、タウンマネジメント機関（TMO）の育成などを含めた、総合的な支援措置を拡充すること。
- 4．土地区画整理事業等の促進のため、税制上の優遇措置、必要な支援措置等を講じること。
- 5．街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。
- 6．全国の都市再生を実現するため、各種プロジェクト、まちづくり事業の推進に必要な支援措置を講じること。
- 7．国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政支援措置を講じること。

8 . 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

以上要望する。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．都市公園の整備を着実に推進するため、必要な措置を講じること。
- 2．地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。
- 3．都市における緑地保全を図るため、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。
- 4．生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対して柔軟な対応が可能となるよう特例措置を追加するとともに、同申し出に対応するための措置を講じること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．河川等改修事業の着実な推進を図るため、必要な措置を講じること。
- 2．地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備を推進すること。
- 3．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。
- 4．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な措置を講じること。
また、土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に推進すること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進すること。
- 2．立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、道路特定財源を堅持し、地方への配分割合を大幅に引き上げるとともに、地方が真に必要としている道路整備を計画的かつ着実に進めること。
- 3．幹線道路網等の整備について
 - (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備にあたっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案し、早期に完成させること。
 - (2) 高速自動車国道の整備にあたっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。
また、直轄方式の高速道路の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案し早期着手を図ること。
 - (3) サービスエリア等に接続するスマートICを一般制度化するとともに、新たにサービスエリア等を開設する際は、スマートICを設置できるようにすること。
 - (4) 橋りょう等の耐震補強等の対策と整備を推進すること。
- 4．国道、県道の管理権限を都市自治体に移譲するにあたっては、道路の管理が円滑に行えるよう、県等と同様の十分な財政措置を講じること。
- 5．安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等を促進するとともに、高齢者等の社会参加を支援するため、歩行空間の面的整備を促進すること。
また、交通信号機の設置手続きについては、道路管理者の関与を可能とす

るなど弾力的な措置を講じること。

6．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策・渋滞対策を促進すること。

また、道路の整備にあたっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7．道路の無電柱化を促進するため、必要な措置を講じるとともに、制度の更なる改善を図ること。

以上要望する。

住宅施策に関する要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公営住宅について

- (1) 公営等住宅の譲渡については、地域の実情に応じて行えるよう制度の改善を図ること。
- (2) 住宅地区改良事業等について、事業の円滑な運営が行えるよう、償還推進助成運用基準の緩和を図るなど必要な支援措置を講じること。

2．既成市街地の都市防災機能向上と快適な住環境の創出を促進するため、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に対する財政措置の一層の拡充を図ること。

3．社会事情の変化に伴い、老朽化及び管理放棄された空き家が増加し、地震や豪雪等の災害時に倒壊の危険が生じていることに鑑み、住民の安全を守る観点から、自治体等が弾力的に対応できるよう、法整備や財政支援措置を講じること。

4．構造計算書偽装問題とその対応について

- (1) 建築物の構造計算書偽装を防ぐため、関係法令に即して適切な対応を行うこと。

また、制度改善の効果や問題点を実態に即して適切に把握し、検証するとともに、必要に応じてさらなる制度改正等を行うこと。

さらに、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にすること。

- (2) 被害住民等に対する国の公的支援の確実な実施、関係する自治体の財政負担の軽減措置を行うとともに、既存建築物の耐震診断、耐震改修等の施策への財政措置を講じること。

(3) 指定確認検査機関に対する指導監督の強化にあたり、特定行政庁における高度な専門知識を要する職員等の人材育成について、研修制度の創設等必要な措置を講じること。

5 . まちづくりとの整合性を図る観点から、指定確認検査機関は、建築確認申請の受理にあたり、申請内容を特定行政庁等に報告するよう義務付けること。

6 . 特定建築物の耐震改修を促進するため、財政支援措置を拡充すること。

以上要望する。

雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯における冬期生活の安全の確保を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．雪寒地帯における住民生活の安全確保と市町村の行財政安定のため、市町村道の除雪費に対する安定的且つ十分な財政措置を講じること。
- 2．老朽化した消融雪施設の更新に対する支援制度を拡充すること。
また、消融雪施設普及にともなう水不足に対処するため、河川水利用に係る水利権の許可については弾力的に対応すること。
- 3．雪寒地帯における安全で円滑な冬期交通の確保並びに消融雪施設の普及のため、雪寒路線指定基準を緩和し定期的に指定の認定を実施すること。
また除雪機械整備事業の制度を拡充するとともに小型除排雪機器の開発を推進すること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に必要な支援措置を講じること。
- 2．整備新幹線について
 - (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
 - (2) 建設に伴う地域の負担については、適切な財源措置を講じること。
 - (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。
- 3．リニアモーターカー等の技術開発を促進するとともに、早期実現化を図ること。
- 4．鉄道の整備促進等について
 - (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な財政支援措置を講じるとともに、都市機能の維持に必要な経営環境の厳しい鉄道への財政支援措置を講じること。
 - (2) 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、制度の拡充及び財政措置を講じること。
 - (3) 鉄道駅舎部の施設整備に伴う自治体の負担を軽減するため、鉄道事業者が適正に負担するよう国から働きかけるとともに、一定のルール化を図ること。
 - (4) 鉄道軌道近代化設備整備費について、対象事業の拡大を含め、支援措置の更なる拡充を図ること。

5．空港の整備促進について

- (1) 空港の整備を促進するため、必要な財政措置を講じること。
- (2) 地方空港における就航便の確保及び乗り継ぎ便の運賃割引制度の創設に対する支援措置を講じるとともに、空港施設及び周辺地域の総合的な整備を積極的に推進すること。

6．地方都市における交通渋滞の緩和を図るため、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対する支援を強化すること。

また、踏切道の拡幅工事に係る地方自治体の費用負担について、鉄道事業者が適切な情報開示と地元自治体との十分な協議を行うよう、必要な指導を行うこと。

7．鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、鉄道事業者に自転車等駐車場の設置を含む対応策を講じさせること。

また、自転車等駐車場の整備に係る財政措置を拡充すること。

8．放置自動車の不法投棄対策を強力に推進すること。また、地方自治体が放置自動車进行处理する費用については、自治体の負担とならないようにすること。

9．離島航路及び離島航空路の運航等に対する財政支援措置を確立すること。

10．不審船の出没や外国船による不法操業などの問題が生じている沿岸地域の海上保安対策を強化すること。

11．漂流・漂着廃棄物対策について

- (1) 国際協定により海洋投棄を禁止するとともに、船舶からの不法投棄の監視強化を図ること。また、船の積荷の荷崩れ防止対策や廃棄物の適正処理について関係諸国に協力要請を行うこと。
- (2) 海上保安庁等に専用船舶を配置し、漂流している廃棄物を漂着前に海上で回収する等の措置を講じること。

(3) 海岸に漂着した廃棄物については、処理体制の確立とともに適正処理を行うための経費について特段の財政措置を講じること。

12 . 船員法第 104 条第 1 項に規定する指定市町村が行っている船員の雇入契約等の届出受理事務に対する人件費や通信運搬費等の費用について、財政措置を講じること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する要望

地域における生活交通の維持・確保を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持について、地域の実態にあった支援措置を講じること。
- (2) 生活バス路線維持に関する補助制度の見直し、拡充を図ること。

2．地方鉄道について

- (1) JRから経営分離される並行在来線の経営確保について、財政措置を講じること。
また、安定的な経営確保にあたり、自治体に負担が生じないよう財政措置を講じること。
- (2) 地域住民にとって必要不可欠な交通手段である地方鉄道については、地域の実態にあった支援措置を講じること。

- ### 3．地域の多様なニーズに的確に対応できる、自家用自動車による有償旅客運送制度については、車両購入や、初期施設整備に関して、適切な財政支援措置を講じること。

以上要望する。

港湾・海岸に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．大規模地震、津波及び台風等から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするためにも、津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援等のハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策の強化・促進を図ること。
- 2．国際競争力の強化や物流の高度化、地域経済の再生を支援するため、多目的国際ターミナル、国際海上コンテナターミナル、港湾ロジスティクス・ハブ等の総合的な物流基盤施設整備の推進を図ること。
また、効率的な国内物流体系を構築するため、複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナル及び関連道路の整備等を促進するとともに、環境にやさしいモーダルシフト化の促進を図ること。
- 3．循環型社会の実現を図るため、広域的なりサイクル施設の立地に対応したリサイクルポート等、港湾を核とした総合的な静脈物流システム構築のための基盤整備の推進を図ること。
- 4．港湾・海辺の良好な景観の形成と交流空間の整備等による観光の振興や個性を活かした地域の発展に資するため、「みなとまちづくり」等の施策の推進を図ること。
- 5．自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、閉鎖性水域の水質改善対策の推進を図ること。
- 6．既存港湾施設の有効活用を図るため、維持修繕等のために必要な措置を講じるとともに、埋没した航路・泊地の整備促進を図ること。

7 . 浸食が進んでいる海岸について、浸食対策施設整備の促進を図ること。

以上要望する。

観光に関する要望

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．外国人観光客の誘客を促進するため、観光立国に向けた振興施策の強化を図ること。
- 2．フィルムコミッションや映画祭への支援など、映像等コンテンツによる地域振興への支援策の充実を図ること。
また、現在ある国内映画祭支援策の対象枠を広げ、充実を図ること。
- 3．グリーンツーリズム、エコツーリズムを推進するため、必要な支援措置を講じること。
- 4．観光振興に必要な都市基盤整備を図るため、これに見合った財政措置を講じること。
- 5．景観に配慮した観光地づくりができるよう、放置された建築物等について、再生及び解体に必要な支援措置を講じること。

以上要望する。